

平成 13 年 7 月 13 日

各 位

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 3 8 1 - 1
アイフル株式会社
代表取締役社長 福田 吉孝
(コード番号 8 5 1 5)
(上場取引所 東証第 1 部・大証第 1 部)
決 算 期 3 月
問い合わせ先 広報部 香 山 健 一
T E L 0 3 - 3 2 7 4 - 3 5 6 0

新株式発行に関する取締役会決議のお知らせ

平成 13 年 7 月 13 日開催の当社取締役会において、国内外における募集による新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発 行 新 株 式 数 国内募集株式及び海外募集株式を合わせて 7,500 千株並びにかかる株式数に加えて下記 3.(2)記載の海外幹事引受会社の権利の行使により 1,000 千株を上限として追加的に発行される株式数とする。ただし、国内募集株式数 3,500 千株、海外募集株式数 4,000 千株を目途に募集を行うが、最終的な内訳は、需要状況等を勘案したうえ、下記 2. 記載の発行価額決定日に決定する。
2. 発 行 価 額 未定(平成 13 年 8 月 3 日(金)から平成 13 年 8 月 8 日(木)までのいずれかの日(発行価額決定日)に決定される予定である。なお、発行価額決定日における、東京証券取引所の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで決定するものとする。)
3. 募 集 方 法
 - (1)国 内 募 集 一般募集とし、野村證券株式会社、大和証券株式会社、日興ロモン・ミス・パニーニ証券会社、モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター証券会社東京支店(注:同社は平成 13 年 8 月 6 日より、モルガン・スタンレー証券会社東京支店に変更される予定であります。)及び国際証券株式会社に国内募集分の全株式を買取引受けさせる。
 - (2)海 外 募 集 Nomura International plc 及び Morgan Stanley & Co. International Limited を主幹事引受会社とする海外幹事引受会社に海外募集分の全株式を買取引受けさせる。
 - (3)グローバル・コーディネーター 野村證券株式会社及び Nomura International plc が国内募集及び海外募集に係るグローバル・コーディネーターを務める。

ご注意: この文書は、当社新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行に関する目論見書(及び訂正事項)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものでもありません。本新株発行につきましては、1933年米国証券法に基づく登録は行われておりません。従いまして、登録義務の免除を受けられる場合を除き、米国においてまたは米国人に対し新株発行または売付けを行うことはできません。また、

(1)この発表資料またはその抜粋を米国内で配布する。

(2)この発表資料の一部または全部を米国内で発行される新聞、雑誌等に掲載する。

(3)この発表資料の一部または全部をテレビ・ラジオ及びその他の電子メディアを通じて米国内で流す。

等の行為は 1933 年米国証券法に抵触する恐れがありますので、ご注意ください。

4. 申 込 期 間 平成 13 年 8 月 9 日（木）から平成 13 年 8 月 13 日（月）までを予定しているが、需要状況を勘案したうえで繰り上げられることがあり、最も繰り上がった場合は平成 13 年 8 月 6 日（月）から平成 13 年 8 月 8 日（水）までとなる。国内募集及び海外募集に関しては、新株券の発行日決済取引は行われない予定である。
5. 払 込 期 日 平成 13 年 8 月 24 日（金）
6. 配 当 起 算 日 平成 13 年 4 月 1 日（日）
7. 申 込 株 数 単 位 50 株
8. 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行募集に必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
9. 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生等を条件とする。

以 上

【ご参考】

1. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	84,876,000 株	（平成 13 年 6 月 30 日現在）
今回の増加株式数	8,500,000 株	
増資後の発行済株式総数	93,376,000 株	

（注）上記の増加株式数及び増資後の発行済株式総数は、海外幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される上限の株式がすべて発行された場合の数字です。

2. 資金の使途

（1）今回の調達資金の使途

今回予定されている国内募集分及び海外募集分の手取概算額 81,720 百万円については、2001 年 3 月 28 日付けで子会社化した株式会社ライフの買収資金として充当した銀行借入の一部 75,000 百万円の返済資金に充当し、残額については営業貸付金に充当する予定であります。

（2）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（3）会社収益への影響

アイフルグループの連結業績の拡大に向けて、株式会社ライフを買収し子会社化致しました。新しい事業分野である信販・カード事業を加えることで、総合金融会社を目指すものであります。株式会社ライフ買収資金につきましては、一時的に長期借入金及び手元資金を充当いたしました。今回の調達資金を、当該長期借入金の返済及び営業貸付金に充当することにより、アイフルグループの事業多角化戦略の広がりにつながるとともに、アイフル本体の営業貸付金の調達枠に余裕ができ、調達基盤の安定化につながるものと考えております。

ご注意：この文書は、当社新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行に関する目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものでもありません。本新株発行につきましては、1933年米国証券法に基づく登録は行われておりません。従いまして、登録義務の免除を受けられる場合を除き、米国においてまたは米国人に対し新株発行または売付けを行うことはできません。また、

（1）この発表資料またはその抜粋を米国内で配布する。

（2）この発表資料の一部または全部を米国内で発行される新聞、雑誌等に掲載する。

（3）この発表資料の一部または全部をテレビ・ラジオ及びその他の電子メディアを通じて米国内で流す。

等の行為は 1933 年米国証券法に抵触する恐れがありますので、ご留意ください。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の配当政策の基本方針といたしましては、経済金融情勢、業界の動向、当社の業績等を総合的に勘案の上、積極的かつ継続的な利益還元をはかることとしております。そのために、当社はまず、中長期的に利益成長を続けていくことで、株主還元と株主価値の極大化を目指してまいり所存です。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記基本方針のもと、業績、配当性向等を総合的に勘案して、株主各位のご期待に応えていきたいと考えております。前期の配当については、中間配当金を1株につき20円、期末配当金については1株につき30円とし、年間としては1株につき50円といたしました。この結果、配当性向は8.75%となっております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、営業貸付金への再投資及びM & A等、新しい事業戦略の原資として株主各位のご期待に応えてまいり所存です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成11年3月期	平成12年3月期	平成13年3月期
1株当たり当期純利益	610.63円	786.13円	572.38円
1株当たり配当金	60円	60円	50円
実績配当性向	9.83%	7.63%	8.75%
株主資本利益率	16.26%	19.32%	17.47%
株主資本配当率	1.60%	1.47%	1.53%

(注) 1. 平成11年5月20日付で、株式1株につき1.2株の株式分割を行っております。

2. 平成12年5月22日付で、株式1株につき1.5株の株式分割を行っております。

3. 株主資本利益率は、当期利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

4. 株主資本配当率は、年間の配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行に関する目論見書(及び訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものでもありません。本新株発行につきましては、1933年米国証券法に基づく登録は行われておりません。従いまして、登録義務の免除を受けられる場合を除き、米国においてまたは米国人に対し新株発行または売付けを行うことはできません。また、

(1) この発表資料またはその抜粋を米国内で配布する。

(2) この発表資料の一部または全部を米国内で発行される新聞、雑誌等に掲載する。

(3) この発表資料の一部または全部をテレビ・ラジオ及びその他の電子メディアを通じて米国内で流す。

等の行為は1933年米国証券法に抵触する恐れがありますので、ご留意ください。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス
該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価の推移

	平成11年3月期	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期
始 値	8,480 円	8,250 円	11,600 円	10,670 円
高 値	9,700 円	23,420 円	12,500 円	13,560 円
	8,260 円	11,850 円		
安 値	5,000 円	8,030 円	7,900 円	9,940 円
	7,820 円	9,500 円		
終 値	8,070 円	11,400 円	10,990 円	10,500 円

- (注) 1. 上記株価は、平成10年9月30日までは日本証券業協会、平成10年10月1日以降は東京証券取引所市場第二部、平成12年3月1日以降は東京証券取引所市場第一部によるものであります。なお、平成11年3月期の 印は日本証券業協会によるもの、平成12年3月期の 印は東京証券取引所市場第二部によるものであります。
2. 印は株式分割権利落後の高値・安値であります。
3. 平成14年3月期の株価については、平成13年7月6日現在で表示しております。

過去3決算期間の株価収益率及び株主資本利益率の推移

	平成11年3月期	平成12年3月期	平成13年3月期
株 価 収 益 率	13.40 倍	18.66 倍	13.97 倍
株 主 資 本 利 益 率	16.26%	19.32%	17.47%

- (注) 1. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を1期前の1株当たり当期純利益で除した数値です。
2. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値です。

以上

ご注意：この文書は、当社新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行に関する目論見書(及び訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものでもありません。本新株発行につきましては、1933年米国証券法に基づく登録は行われておりません。従いまして、登録義務の免除を受けられる場合を除き、米国においてまたは米国人に対し新株発行または売付けを行うことはできません。また、

(1) この発表資料またはその抜粋を米国内で配布する。

(2) この発表資料の一部または全部を米国内で発行される新聞、雑誌等に掲載する。

(3) この発表資料の一部または全部をテレビ・ラジオ及びその他の電子メディアを通じて米国内で流す。

等の行為は1933年米国証券法に抵触する恐れがありますので、ご注意ください。